

株式交換に関する事後開示書類

(会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号
及び会社法施行規則第190条に定める書面)

2024年12月2日

ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社
株式会社いなげや

2024年12月2日

株式交換に関する事後開示書面

東京都千代田区神田相生町1番地
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホ
ールディングス株式会社
代表取締役社長 藤田元宏

東京都立川市栄町六丁目1番地の1
株式会社いなげや
代表取締役社長 本杉吉員

ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社（以下「U.S.M.H」といいます。）及び株式会社いなげや（以下「いなげや」といいます。）は、2024年4月18日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2024年11月30日を効力発生日として、U.S.M.Hを株式交換完全親会社、いなげやを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施いたしました。

本株式交換について、会社法第791条第1項第2号及び第801条第3項第3号並びに会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、次のとおりです。

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2024年11月30日

2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による手続の経過

会社法第784条の2の規定による請求を行ったいなげやの株主はおりませんでした。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

いなげやは、会社法第785条第3項並びに社債、株式等の振替に関する法律第155条第2項及び第161条第2項の規定に基づき、2024年11月8日付で、いなげやの株主に対し、本株式交換をする旨、株式交換完全親会社であるU.S.M.Hの商号及び住所、並びに買取口座を電子公告により公告いたしましたところ、会社法第785条第1項の規定により株主10名（株式数合計213,000株）よりいなげやに対して株式の買取りが請求されました。買取価格については現在協議中です。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過
該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過
該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過 (会社法施行規則第 190 条第 3 号)

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過

会社法第 796 条の 2 の規定による請求を行った U. S. M. H の株主はおりませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

U. S. M. H は、会社法第 797 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 155 条第 2 項及び第 161 条第 2 項の規定に基づき、2024 年 11 月 8 日付で、U. S. M. H の株主に対し、本株式交換をする旨、株式交換完全子会社であるいなげやの商号及び住所、並びに買取口座を電子公告により公告いたしました。が、会社法第 797 条の規定による株式の買取請求を行った U. S. M. H の株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過
該当事項はありません。

4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数 (会社法施行規則第 190 条第 4 号)

本株式交換により U. S. M. H に移転したいなげやの株式の数は、普通株式 46, 177, 627 株です。

5. その他本株式交換に関する重要な事項 (会社法施行規則第 190 条第 5 号)

(1) U. S. M. H は、会社法第 795 条第 1 項の規定に基づき、2024 年 5 月 24 日開催の第 9 回定時株主総会決議により、本株式交換契約の承認を得ております。

(2) いなげやは、会社法第 783 条第 1 項の規定に基づき、2024 年 6 月 26 日開催の第 76 回定時株主総会決議により、本株式交換契約の承認を得ております。

(3) いなげやの普通株式は、株式会社東京証券取引所プライム市場において、2024 年 11 月 28 日付で上場廃止となりました。

(4) U. S. M. H は、本株式交換に際して、本株式交換により U. S. M. H がいなげやの発行済株

式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるいなげやの株主名簿に記載又は記録された株主（ただし、U.S.M.Hを除きます。）に対して、その保有するいなげやの普通株式1株につきU.S.M.Hの普通株式1.46株の割合をもって、U.S.M.Hの普通株式を割当交付いたしました。なお、U.S.M.Hが割当交付したU.S.M.Hの普通株式の合計は67,419,335株であり、そのすべてをU.S.M.Hが新規に発行した株式により充当しました。

(5) いなげやは、2024年11月12日開催の取締役会決議により、基準時をもって、基準時において保有している自己株式6,160,464株のすべてを消却いたしました。

(6) 本株式交換に伴い増加したU.S.M.Hの資本金及び準備金は、以下のとおりです。

- ① 資本金 : 0円
- ② 資本準備金 : 会社計算規則第39条に従い、U.S.M.Hが別途定める額
- ③ 利益準備金 : 0円

以上